

# 消防設備保守業務特記仕様書

この業務は、委託業務共通仕様書に基づくほか、この特記仕様書により実施するものとする。また、この仕様書は業務の概要を示すものであり、ここに記載されていない細部の事項については、委託者及び受託者が協議し決定するものとする。

## 1 業務の目的

埼玉県立精神医療センターの消防設備の機能を常に適正な状態で維持するため、法令に基づき定期的に点検することを目的とする。

## 2 業務対象機器

消火設備、警報設備、避難設備、消火活動に必要な設備、及び電気錠設備であり、詳細は別紙1「機器一覧表」、及び別紙2「電気錠設備点検実施要領」の電気錠設備の概要に示すとおりとする。

## 3 定期保守点検

受託者は、委託者の消防用設備の定期点検を、昭和50年消防庁告示第14号に基づき実施する。また、消防法第8条の2の2に基づく防火対象物定期点検、建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく防火設備定期点検を実施する。

定期保守点検の実施時期は、以下のとおりとし、日程は事前に委託者と打ち合わせることとする。

外観・機能・作動点検	6～8月
外観・機能・作動総合点検・防火設備定期点検	12月
防火対象物定期点検	9月

また、一部の部屋に設置している業務用煙センサーについても作動点検及び作動総合点検に合わせて動作テストを行い個別に委託者に報告を行う。

## 4 電気錠設備の点検

受託者は、消防用設備の定期点検の際に合わせて、別紙2の「電気錠設備点検要領」に従って、電気錠設備の点検を行うものとする。

## 5 定期保守以外の措置

受託者は、定期保守点検のほか、消防用設備の不時の障害等により委託者から派遣要請を受けるための連絡先を予め提示する。派遣要請を受けたときは、直ちに保守員を現場に派遣し、監督員の指示により、必要な措置を講ずるものとする。

## 6 消防機関への報告

消防法に基づく消防署への報告は、受託者が代行する。なお、非常電源設備の報告書は委託者が用意する。

## 7 消防訓練への立合い

受託者は、委託者が行う消防訓練に対して、委託者から要請があったときは、水消火器、オイルパン、灯油等必要な物を準備のうえ、作業員を派遣し、消防訓練の援助にあたるものとする。

## 8 臨機の措置

委託者は、業務を実施するうえで必要と認められる場合、受託者と協議のうえ、実施計画書の作業繰上げ、順延等所要の措置を求めることができる。

## 9 負担区分

- (1) 業務に必要な機材、ヒューズ、ランプ等の消耗品及び用紙類は、受託者の負担とする。
- (2) 作業場所において業務に必要とされる電気、水は、委託者の負担とする。
- (3) 消防署への報告にかかる費用は、受託者の負担とする。
- (4) 消防訓練で使用する消火器、オイルパンは受託者の負担とする。ただし、灯油等は委託者の負担とする
- (5) 消防訓練で使用する避難器具類の後処理は、受託者の負担とする。

## 別紙1-1

## 機器一覧表

## 本館

<b>1 消火設備</b>		<b>(2) ガス漏れ火災警報設備</b>	
<b>(1) 消火器</b>		受信機(G型1級10/15L)	1台
加圧式粉末消火器(ABC10型)	82本	副受信機(15L)	1台
強化液消火器	1本	ガス漏れ検知器	8個
<b>(2) スプリンクラー設備</b>		<b>(3) 非常放送設備</b>	
加圧送水装置(15kW)	1台	増幅器(360W)	1台
制御盤	1面	遠隔操作盤	1台
警報弁	7個	起動装置	1台
圧カスイッチ	7個	スピーカー	305個
呼水装置	1基	電源装置	1式
スプリンクラーヘッド	1184個	<b>3 避難設備</b>	
送水口	3個	<b>(1) 避難器具</b>	
補助散水栓	17基	救助袋(斜行式2階用)	2台
<b>(3) 不活性ガス消火設備</b>		〃(斜行式3階用)	1台
噴射ヘッド	14箇所	避難用すべり台(3階用)	1台
窒素ガス容器(83L)	7本	<b>(2) 誘導灯設備</b>	
制御盤	2面	避難口誘導灯(A級)	8個
ダンパー復帰弁箱	2個	〃(B級)	26個
手動起動装置	4個	〃(C級)	10個
感知器(熱)	4個	通路誘導灯(B級)	1個
感知器(煙)	3個	〃(C級)	46個
ダンパー	4箇所	誘導標識(避難口)	3個
放出表示灯	4箇所	<b>(3) 消防用水</b>	
スピーカー	4箇所	防火水槽	2箇所
起動容器(CO2 1L)	3本	<b>4 防排煙設備</b>	
圧カスイッチ	1個	<b>(1) 排煙設備</b>	
<b>(4) ハロゲン化消火設備</b>		連動操作盤	1面
ハロンガス容器(50kgボンベ)	2本	排煙口	1箇所
〃(35kgボンベ)	1本	排煙窓(手動)	76箇所
〃(3kgボンベ)	2本	防火扉	10箇所
容器弁開放器	3個	防火シャッター	2箇所
起動用小容器	3本	防火ダンパー	6箇所
起動用操作函	3個	防火垂れ壁	3箇所
制御盤	2面	感知器(煙)	14個
圧カスイッチ	3個	排煙ファン(3.7kW)	1台
ダンパー	3箇所	遮煙スクリーン	7台
放出表示灯	5箇所	<b>5 通報設備</b>	
スピーカー	5箇所	<b>(1) 火災通報設備</b>	
ヘッド	10箇所	本体	1台
電源装置	1式	子機	3台
<b>2 警報設備</b>		<b>6 その他機器</b>	
<b>(1) 自動火災報知設備</b>		<b>(1) 業務用煙センサー</b>	
受信機(P型1級26/75L)(本館・新館)	1台	本体	1台
受信機(P型1級20L)(医観法)	1台	子機	4台
副受信機(5L)	4台		
〃(20L)	1台		
〃(40L)	1台		
感知器(差動スポット型)	38個		
〃(定温スポット型)	69個		
〃(差動分布型)	17個		
〃(煙)	307個		
発信機(P型1級)	26個		
スプリンクラー起動装置	1式		
電源装置	1式		

別紙1-2

機器一覧表

新館

<b>1 消火設備</b>	
(1)消火器	
加圧式粉末消火器(ABC10型)	44 本
(2)スプリンクラー設備	
流水検知装置	4 台
スプリンクラーヘッド	872 個
補助散水栓	20 基
手動開放装置	4 台
<b>2 警報設備</b>	
(1)自動火災報知設備	
副受信機(40L)	3 台
感知器(差動スポット型)	11 個
" (定温スポット型)	44 個
" (煙)	285 個
発信機(P型1級)	19 個
(2)ガス漏れ火災警報設備	
ガス漏れ検知器	2 個
(3)非常放送設備	
スピーカー	272 個
<b>3 避難設備</b>	
(1)避難器具	
避難用すべり台(3階用)	1 台
(2)誘導灯設備	
避難口誘導灯(B級)	21 個
" (C級)	25 個
通路誘導灯(C級)	22 個
<b>4 防排煙設備</b>	
(1)排煙設備	
排煙窓(手動)	66 箇所
防火扉	5 箇所
感知器(煙)	9 個
防炎垂れ壁	4 箇所
煙突ダンパー	1 箇所

医観法病棟

<b>1 消火設備</b>	
(1)消火器	
加圧式粉末消火器(ABC10型)	12 本
(2)スプリンクラー設備	
警報弁	2 個
スプリンクラーヘッド	321 個
圧カスイッチ	2 個
補助散水栓	7 基
<b>2 警報設備</b>	
(1)自動火災報知設備	
副受信機(20L)	2 台
感知器(差動スポット型)	4 個
" (定温スポット型)	42 個
" (煙)	116 個
発信機(P型1級)	7 個
(2)非常放送設備	
スピーカー	111 個
<b>3 避難設備</b>	
(1)誘導灯設備	
避難口誘導灯(B級)	10 個
" (C級)	9 個
通路誘導灯(C級)	10 個
" (階段)	3 個
(3)消防用水	
防火水槽	1 箇所
<b>4 防排煙設備</b>	
(1)排煙設備	
排煙窓(手動)	15 箇所

医師公舎・看護宿舎

<b>1 消火設備</b>	
(1)消火器	
加圧式粉末消火器(ABC10型)	14 本
<b>2 避難設備</b>	
(1)避難器具	
避難梯子(医師公舎2階 201号室)	1 箇所
避難梯子(医師公舎3階 303号室)	1 箇所

## 電気錠設備点検実施要領

この実施要領は、電気錠設備の点検業務の概要を示すものであって、現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うものとする。

### 1 電気錠設備の概要

#### (1) 既存棟電気錠システム

	電気錠となっている扉			電気錠操作盤 (ナースステーション)
	本館棟側出入口	西側非常口	ほか	
病棟 1 階	2 箇所	1 箇所	2 箇所	1 面
第 1 病棟	2 箇所	1 箇所	3 箇所	1 面
第 2 病棟	2 箇所	1 箇所	—	1 面

ただし、第 1 病棟の感染症室廻りの扉は、閉鎖していない場合がある。

#### (2) 新館電気錠システム

	電気錠となっている扉	電気錠操作装置
1 階、 地下 1 階	廊下 1 × 3、廊下 2、廊下 4、屋外階段 A、風除室 1、風除室 2、E V ホール 階段 1 計 10 箇所	新館守衛室 1 面
2 階 第 5 病棟	前室 1, 2 (インターロック)、運動療法室 多目的室、O T 室、屋外階段 A × 2、廊下 × 3 屋外階段 B × 2、屋外階段 C、屋上 × 2 計 15 箇所	ナースステーション 1 面
3 階 第 6 病棟	前室 1, 2 (インターロック)、廊下 × 3 屋外階段 A × 2、屋外階段 B × 2、屋外階段 C 屋外階段 D × 2 計 12 箇所	ナースステーション 1 面
本館守衛室		1 台

#### (3) 第 7 病棟電気錠システム

甲乙協議の上実施する。

### 2 点検の内容及び方法

以下の点について動作確認を行う。動作確認の際は、入院患者の離院や、関係者以外  
の出入りがないように細心の注意を払うこととする。

#### (1) 火災報知設備との連動の確認

#### (2) 一斉解錠の確認 (各扉に必要な十分の人員を配置できること)

### 3 その他

点検の実施に当たっては監督員と十分な協議を行うこと。